第十二号様式（第三十八条関係）　（平二国交令四・一〇・一施行）

（用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号	
身分証明書	写真
氏名 生年月日	
住所	
職名	

古は、港湾法第五十五条の五第三項の規定により同法第五十五条の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設を管理する者の事務所又は事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日	
有効期間	

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（報告の徴収等）

第五十五条の五

3　港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関する報告をし、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。